

令和5（2023）年度
東京大学大学院工学系研究科建築学専攻
オンライン口述試験 受験者心得（2022/08/21）

オンライン口述試験では受験者個人の研究遂行・語学能力を判断するため、試験の一切は面接者一人のみが行うものとする。他者や書籍・パソコン・スマートフォン・タブレット等による情報収集・助言・翻訳等は一切禁止とする。

本心得を熟読し、オンライン口述試験に向けて注意深く準備を行うこと。

募集要項から更新されている情報があるが、本受験者心得が最新版である。なお、本資料に書かれている入試に関する情報を他人と共有することは禁止する。

1 オンライン口述試験の概要

- 1.1 修士課程の口述試験は8月29日（月）に、博士課程の口述試験は9月1日（木）にオンライン（Zoom）で実施する。1人当たりの試験時間は15分程度とする。
- 1.2 オンライン口述試験の日時、オンライン試験会場へのアクセス方法・接続確認・緊急連絡先のメールアドレスの詳細は8月24日にメールで告知する。

2 オンライン口述試験の事前準備

- 2.1 試験時に受験者1人のみが在室できる明るく静かな部屋を用意すること。
- 2.2 Zoomの最新バージョンがインストールされたパソコンまたはタブレット等（以下、“Zoomデバイス”）を準備すること。画面が小さいスマートフォンなどは望ましくない。
- 2.3 Zoomデバイスは、受験者の顔を撮影するカメラ、受験者の声をひろうマイク（ただしヘッドセットマイクは不可）、および監督者の声を出すスピーカー、監督者からの指示を十分視認できるサイズの画面を必ず備え、Zoomのチャット機能が使えること。
- 2.4 Zoomアカウントを作成し、ログインを済ませておくこと。Zoomアカウントのユーザーの姓・名は受験票と同じ日本語または英語とすること。PCから以下のテスト環境に接続し、Zoomシステムにログインして、カメラ・マイク・スピーカーが使用できることを確認しておくこと。
Zoomのテスト環境：<https://zoom.us/test>
- 2.5 受験者および監督者のカメラ画像と音声を試験時間中に常時通信するのに十分な、高速で安定したネットワーク環境を準備すること。
- 2.6 電子メールの送受信ができるデバイスをZoomデバイスと別に用意しておくこと。

3 接続確認

- 3.1 8月26日（金）10:00～12:00に接続確認を行う。
- 3.2 接続確認の日時およびZoom接続先のURLは、メールで通知する。
- 3.3 オンライン口述試験の当日は接続調整のための時間が確保できないため、接続確認は試験当日と同じ条件で行えるように準備すること
- 3.4 指定されたオンライン口述試験の日時に接続ができなかった場合は失格となることがあるため、必ず接続確認には参加すること。

4 オンライン口述試験の諸注意

- 4.1 静かな明るい部屋に受験者1人のみが在室すること。他人の同席は一切禁止する。
- 4.2 受験者は、指示された時刻に指示されたURLにアクセスし、Zoomの待機室にて監督者から入室が許可されるまで待機すること。
- 4.3 遅刻者は失格となるため、指定された時刻に遅れないよう十分注意すること。
- 4.4 監督者の指示に従い、指示されていない操作は一切行わないこと。なお監督者は不正防止のため受験者の録画・録音を行うが、録画・録音したデータは大学院入試の審査のためにのみ使用する。
- 4.5 机上に置くことができるのは、受験票、Zoomデバイス（必要な場合は外付けのマイク、カメラ、スピーカー）、研究計画書（意匠系、計画系ではポートフォリオも）を印刷したものとする。筆記用具の使用は認めない。受験者から画面共有を行ったプレゼンテーションは認めない。
- 4.6 Zoomデバイスの画面にはZoomのみを表示し、その他の表示を行ってはならない。
- 4.7 受験者は自分の顔と背景を常時表示することとし、静止画やバーチャル背景などの使用は一切禁止する。
- 4.8 Zoomデバイスは電源に常時接続すること。
- 4.9 受験者がZoomデバイスまたはその他のデバイスで録画・録音することは厳禁とする。
- 4.10 Zoomデバイス以外の機器は画面表示・音を切って収納すること。
- 4.11 ヘッドフォンやイヤフォンを着用しないこと。耳は常に見えるようにし、髪や帽子、その他の物で隠さないこと。
- 4.12 顔は良く見えるようにして、マスク、サングラス、アクセサリ、ジュエリー、ネクタイクリップ、カフスボタン、ヘアバンド類などは着用しないこと。

4.13 トラブルが発生した場合は、8月24日に通知する緊急連絡先のメールアドレスに速やかに連絡すること。

5 不正行為に対する対応

5.1 出願書類において虚偽の記載や偽造があった場合、ならびに試験において不正行為があった場合は、合格後および入学後においても、遡って合格、及び入学を取り消すことがある。

5.2 悪意ある重大な不正行為に対しては、業務妨害罪（刑法233条）等により被害届を提出する可能性がある。

5.3 不正行為とみなされる例を下に示す。

5.3.1 本心得記載の諸注意が損なわれていること。

5.3.2 電話や時計等の音を故意に鳴らすなど、試験の進行を妨害すること。

5.3.3 試験において試験監督者等の指示に従わないこと。

5.3.4 試験の内容や方法等を他者と共有すること。

5.3.5 その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

6 諸注意

6.1 自宅外の環境を利用する場合は、各自の責任で、環境の不備や公共交通機関の遅延等のトラブルを回避すること。

6.2 災害等により不測の事態が発生した場合、入学試験に関する情報提供は次のウェブサイト等により行うので、受験の直前は特に注意すること。

【東京大学大学院工学系研究科建築学専攻】<https://arch.t.u-tokyo.ac.jp/>

問合せ先：

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻大学院入試担当 exam@arch1.t.u-tokyo.ac.jp